

特別管理産業廃棄物処分業許可証

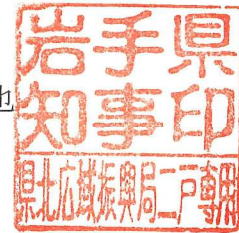
住 所 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割48番地34

氏 名 いわて県北クリーン株式会社 代表取締役 内田 雅紀
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを
証する

岩手県知事 達増 拓也



許可の年月日 令和 6年 8月26日

許可の有効年月日 令和13年 1月 6日

1. 事業の範囲

(1) 中間処理 (焼却処理)

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・ 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)
- ・ 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。)
- ・ 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。)
- ・ 感染性産業廃棄物
- ・ ばいじん (水銀又はその化合物、1,4-ジオキサン、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・ 燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・ 廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・ 汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・ 廃酸 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、

(以下、裏面記載)

チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

- ・廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

以下余白

(2) 中間処理（溶融処理）

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 焼却施設

ア 設置場所	岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番34及び48番57
イ 設置年月日	平成20年12月19日
ウ 処理能力	廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）、廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）、感染性産業廃棄物、ばいじん（水銀又はその化合物、1, 4-ジオキサン、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）、燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）、汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃酸（水銀又は

(以下、2枚目記載)



その化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
87.9 t/日 (3.663 t/時間)

エ 設置許可年月日 平成20年12月18日
オ 設置許可番号 第208003-14号
カ 保管施設 別表のとおり

(2) 溶融施設

ア 設置場所 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番34及び48番57
イ 設置年月日 平成20年12月19日
ウ 処理能力 汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
13.01 t/日 (0.542 t/時間)

エ 設置許可年月日 平成19年 3月29日
オ 設置許可番号 第106003-21号
カ 保管施設 別表のとおり
以下余白

3. 許可の条件

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年 1月 7日 当初許可

平成21年 2月25日 変更届出書受理

(1) 本店所在地を盛岡市中ノ橋通一丁目5番12から変更したこと。

(2) 代表者を脇本又村から変更したこと。

平成22年 3月30日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）

平成22年 7月21日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）

(以下、裏面記載)

平成23年 1月 5日 変更届出書受理（代表者を池田克彦から変更したこと。）
 平成24年 2月22日 変更届出書受理
 （1）焼却施設の処理能力を変更したこと。
 （2）保管施設の概要を変更したこと。
 平成25年 9月 6日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
 平成26年 1月 7日 更新許可
 平成26年 2月28日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
 平成26年 3月12日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
 平成27年 5月28日 事業範囲の変更許可
 （1）事業の範囲に燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）の中間処理（焼却処理）を追加したこと。
 （2）事業の範囲に廃油（1，4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）の中間処理（焼却処理）を追加したこと。
 （3）事業の範囲に汚泥（1，4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）の中間処理（焼却処理）を追加したこと。
 （4）事業の範囲に廃酸（1，4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）の中間処理（焼却処理）を追加したこと。
 （5）事業の範囲に廃アルカリ（1，4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）の中間処理（焼却処理）を追加したこと。
 平成27年 7月 6日 変更届出書受理（代表者を松島義治から変更したこと。）
 平成28年1 2月26日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
 平成29年 2月 2日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
 平成30年 7月31日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
 平成31年 1月 7日 更新許可
 平成31年 4月17日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
 令和 2年 7月22日 変更届出書受理（代表者を松本榮市から変更したこと。）
 令和 5年 9月12日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
 令和 6年 1月 7日 更新許可（優良認定）
 令和 6年 1月24日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
 令和 6年 3月25日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
 令和 6年 4月 4日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
 令和 6年 8月26日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
 令和 6年 8月26日 事業範囲の変更許可（事業の範囲にばいじん（水銀又はその化合物、1，4-ジオキサン、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）の中間処理（焼却処理）を追加したこと。）
 令和 8年 3月31日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
 令和 8年 8月28日 変更届出書受理（代表者を生藤勇から変更したこと。）

以下余白

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白

別表（保管施設の概要）

所在地 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番34及び48番57

区 分			保管 高さ (m)	保管 面積 (㎡)	保管 体積 (㎡)	保管 重量 (t)	備考
処分 のため の保 管	感染性産 業廃棄物	感染性廃棄物保管場 A	—	33.0	72.6	21.78	屋内保管
		感染性廃棄物保管場 C	—	108.0	237.6	71.28	屋内保管
		感染性廃棄物保管場 1	—	28.3	55.2	16.56	鉄製コンテナ内、パレット積 み保管
		感染性廃棄物保管場 2	—	28.3	55.2	16.56	
		感染性廃棄物保管場 3	—	28.3	55.2	16.56	
		感染性廃棄物保管場 4	—	28.3	55.2	16.56	
		感染性廃棄物保管場 5	—	28.3	55.2	16.56	
		感染性廃棄物保管場 6	—	28.3	55.2	16.56	
		感染性廃棄物保管場 7	—	28.3	55.2	16.56	
		感染性廃棄物保管場 8	—	28.3	55.2	16.56	
		感染性廃棄物保管場 9	—	28.3	55.2	16.56	
		感染性廃棄物保管場 10	—	28.3	55.2	16.56	
		感染性廃棄物保管場 11	—	28.3	55.2	16.56	
		感染性廃棄物保管場 12	—	28.3	55.2	16.56	
		感染性廃棄物保管場 13	—	28.3	55.2	16.56	
		感染性廃棄物保管場 14	—	28.3	55.2	16.56	
		感染性廃棄物保管場 15	—	28.3	55.2	16.56	
		感染性廃棄物保管場 16	—	28.3	55.2	16.56	
		感染性廃棄物保管場 17	—	28.3	55.2	16.56	
		感染性廃棄物保管場 18	—	28.3	55.2	16.56	
	特管廃油		—	4.23	15.0	13.5	15 m ³ タンク内保管
	特管廃油		—	10.8	12.0	10.8	屋内、ドラム缶による保管
	特管廃アルカリ		—	5.33	15.0	16.95	15 m ³ タンク内保管
	特管燃え殻、特管ばいじん		—	31.5	157.5	198.45	屋内保管※1※2
	特管汚泥		—	31.5	157.5	173.25	屋内保管 溶融処理のための保管場所 と兼ねる
	特管廃酸		—	4.2	10.0	12.50	10 m ³ タンク内保管※5

(以下、裏面記載)

別表（保管施設の概要）

所在地 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番34及び48番57

処分後の保管	燃え殻	粗大物ヤード	粗大物コンテナ※	—	13.5	21.6	—	屋内保管※3※6
			1 m ³ コンテナ※	—	1.0	1.0	—	
			ダンプ※	—	4.7	1.4	—	
			直置き※	—	24.0	20.0	—	
		燃え殻ストックヤード1※		—	35.0	60.5	—	屋内保管※6
		燃え殻ストックヤード2※※3		—	35.0	60.5	—	屋内保管※6
		燃え殻ストックヤード3※ 兼製砂スラグヤード※※4		—	35.0	60.5	—	屋内保管※6
		スラグ	スラグヤード※		—	20.6	20.6	—
	燃え殻ストックヤード3 兼製砂スラグヤード※※4		—	35.0	60.5	—	屋内保管※6	
	ばいじん	ばいじんストックヤード1※		—	35.0	60.5	—	屋内保管※7
		ばいじんストックヤード2※		—	38.7	66.8	—	屋内保管※7
		ダスト棟内※		—	1.0	1.0	—	屋内保管、1 m ³ コンテナ使用※7
		ボイラ灰コンベヤ出口※		—	1.0	1.0	—	屋内保管、1 m ³ コンテナ使用※7

※1…特別管理産業廃棄物である燃え殻を保管する場合、燃え殻以外の廃棄物との同時保管は行わない。

※2…特別管理産業廃棄物であるばいじんを保管する場合、ばいじん以外の廃棄物との同時保管は行わない。

※3…粗大物ヤードにおいて各種保管容器を用いて（または直置き）保管する場合について、それぞれの場合における最大値。

※4…焼却炉・溶融炉の稼動状況に応じて使用し、燃え殻とスラグの同時保管は行わない。

※5…特別管理産業廃棄物である廃酸を保管する場合、廃酸以外の廃棄物との同時保管は行わない。

※6…産業廃棄物である燃え殻との同時保管は行わない。

※7…産業廃棄物であるばいじんととの同時保管は行わない。

※ …一般廃棄物の保管を兼ねる。

以下余白